

# 認定個人情報保護団体業務規則 (改定版)

## 第1条 (目的)

この業務規則は、一般社団法人外国損害保険協会(以下「本協会」という。)が行う個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)第47条の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務(以下「認定業務」という。)の適切な運営の確保を図ることにより、認定業務の対象となる個人情報取扱事業者または匿名加工情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報または匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

## 第2条 (認定業務)

本協会は、認定業務として保護法第47条および第53条の規定に基づき次の各号の業務を行う。

- (1) 本人等から本協会に対して解決の申し出が行われた対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)の処理(以下「苦情処理業務」という。)
- (2) 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供(以下「情報提供業務」という。)
- (3) 保護法第53条第1項に定める個人情報保護指針としての「損害保険会社に係る個人情報保護指針」(以下「損保指針」という。)の制定、改廃および対象事業者に対する損保指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- (4) その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(以下「その他認定業務」という。)

## 第3条 (認定業務の適切な運営を確保するための措置)

本協会は、認定業務を行うに際して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用しないものとする。

- 2 本協会は、認定業務を行うに際して取扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置を講じるものとする。

## 第4条 (対象事業者)

対象事業者は、次の者とする。

- (1) 本協会の社員である損害保険会社
  - (2) 保護法第51条第1項に定める同意を得た損害保険会社
- 2 前項第2号に定める対象事業者になろうとする者は、保護法第51条第1項の同意に係る本協会所定の書面を提出し、理事会の承認を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の対象事業者は、あらかじめ本協会所定の書面をもって本協会に申し出ることにより、いつでも対象事業者でなくなることができる。
  - 4 本協会は、対象事業者の氏名または名称を公表する。対象事業者の追加もしくは削除または公表事項に変更があったときも同様とする。

## 第5条（認定業務の実施体制）

本協会は、第2条に定める認定団体の業務を担当する理事(以下「認定業務担当理事」という。)を対象事業者の代表者以外の者のうちから任命する。但し、次に掲げる者を認定業務担当理事に任命することはできない。

- (1) 他の認定個人情報保護団体の業務を行う役員
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、または保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 認定個人情報保護団体の認定を取り消された法人において、その取消の日前30日以内にその役員であった者で、その取消の日から2年を経過しない者

## 第6条（苦情処理業務等の実施）

一般社団法人保険オンブズマンは、苦情処理業務に関する規則の定めるところにより、苦情処理業務を実施する。

- 2 認定業務担当理事は、第1項の業務の実施状況を監督し、事業年度終了後に理事会へ報告する。

## 第7条（理事会）

本規則及び損保指針の制定、改廃、その他認定団体の業務の運営上必要な事項については、理事会が取り決めるものとする。

## 第8条（費用分担）

本協会が行う認定団体の業務に要する費用については、対象事業者の共同負担とする。なお、共同負担額の算出方法については、理事会で定め総会で承認を得るものとする。

## 第9条（対象事業者の遵守事項）

対象事業者は、本規則、損保指針及び認定団体の業務の運営に関わる理事会の決定事項を遵守するものとする。

- 2 対象事業者は、本協会が苦情処理業務を行うにあたり文書もしくは口頭による説明、または資料の提出を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

## 附則（施行日）

本規則の施行日は、本協会が認定個人情報保護団体の認定を受けた日とする。

制定：2006年11月30日

改定：2017年5月30日（改正個人情報保護法施行に伴う対応）